

令和6年度 世界農業遺産まるごと京阪神エリアPR事業委託
公募型プロポーザル実施要領

I. 目的

この要領は、令和6年度世界農業遺産まるごと京阪神エリアPR事業の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 名称

令和6年度 世界農業遺産まるごと京阪神エリアPR事業

(2) 業務の内容

「令和6年度 世界農業遺産まるごと京阪神エリアPR事業委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3) 予定価格

3,599,640 円 (消費税および地方消費税(10%)を含む)

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月25日(火曜日)まで。

3. 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しないものであること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、次のとおり競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(営業種目) 大分類:「役務」 中分類:「イベント」または「広告」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかる手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL077-528-4314

4. 公募型プロポーザル説明会の日時および場所

説明会は実施しない。

5. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類（以下、企画提案書等という）を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書 1部

別添（様式1）により提出すること。

また、社会政策推進に配慮した入札等実施要領「第2 評価の対象とする社会政策」における社会政策面での取組について、登録や認証を受けている事業者の場合、以下の関係資料各1部を提出すること。

- ①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ③高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ④障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ⑤障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- ⑥「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- ⑦障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受ける場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ⑧「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ⑨女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ⑩「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し
 - ア 國際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
 - ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 業務全体の企画提案書 正1部、副6部

ア 作成にあたっては、別紙「仕様書」に記載の条件を満たし、かつ当業務の目的を達成するのに最も効果的であると考えられる内容とすること。

- イ 企画提案書には、以下の内容を記載すること。
 - ・業務遂行にあたっての基本的な考え方

- ・企画内容の骨子
- ・具体的な企画内容
- ・効果を高めるために工夫する点
- ・実施スケジュール、執行体制

なお、正本には会社名、会社印、代表者職・氏名、代表者印があること。副本は社名等は記入せず、企画提案書内の該当箇所は「当社」等と記載すること。

- ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
- エ 装丁は、A4サイズ（縦書き、横書きは不問）とする。
- オ 企画提案書の頁数は、10頁以内（表紙は含まない）とすること。

(3) 概算価格書 Ⅰ部

仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳とともに、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

また、会社名、会社印、代表者職・氏名、代表社印があること。

6. 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和6年4月25日（木曜日）17時まで

(2) 質問方法

別添（様式2）の質問票によりメールまたはFAXで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した場合は、必ずその旨を12.に示す問い合わせ先まで電話で連絡すること。

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/>

(4) 回答期日

令和6年4月26日（金曜日）を目途に回答する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月21日（火曜日）15時まで

(2) 提出方法

下記「12.書類の提出先および問い合わせ先」に、持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。ただし、令和6年5月21日（火曜日）は9時から15時までとする。

郵送の場合は、差出および受領の記録が残る簡易書留等によること。なお、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8. 審査および契約予定者の決定方法

提出のあった企画提案書等について、書類審査およびプレゼンテーション審査において、滋賀県みらいの農業振興課（以下、「当課」とする）が設定した基準に基づいて公平かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を1者選定する。

(1) 審査方法

ア 書類審査

提出されたすべての提案について、3に掲げる参加資格について確認を行うとともに、5に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

イ プrezentation審査

○設置、日時および場所（予定）について

設置：当課および関係課他の審査委員4名をもって設置する。

日時：令和6年5月27日（月曜日）を予定。

場所：滋賀県庁会議室を予定。

○審査基準

審査員は、下表の審査項目①～⑤について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、点数をつける（5：特に優れている、4：優れている、3：良い、2：可、1：不適格）。

なお、審査項目①～③については5倍、審査項目④については3倍、審査項目⑤については2倍の重みづけを行う。

下表加点項目⑥～⑩については、企画提案書等の提出期限の日において、審査内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は各項目について1点を、加点項目⑪の審査内容を満たす場合は2点を各審査委員の合計点数に加点する。

審査委員の採点および加点項目⑥～⑪の加点分を集計し、獲得点数の最も高い者を契約予定者として選定する。

なお、集計が同点の場合は、委員長の審査結果が上位の者を上位とする。

(2) 審査項目および加点項目

審査項目および加点項目は、下表のとおり。

【審査項目】

項目	審査内容	配点
①	企画内容 ・提案内容が事業目的と合致しているか。	25

②	訴求力・表現力 ・企画内容や手法等にターゲットの関心を引きつけるための工夫がされているか。	25
③	事業効果 ・滋賀県産食材の県外飲食店での継続利用につながる内容か。	25
④	企画の実現可能性 ・事業を遂行するための十分な体制、能力を有しているか。	15
⑤	見積価格の妥当性 ・合理的で経費削減を意識した見積価格であるか。	10
合計		100

【加点項目】

⑥	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑦	高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑧	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ア 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 イ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ウ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑨	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑩	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ア 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 イ 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施	1

	するエコアクション 21 の認証・登録 ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 エ 一般財団法人エコストージ協会の実施するエコストージの認証	
⑪	県内事業者の優先 滋賀県内に本店を有する事業者であるか。	2
	合計	7

(3) 審査結果の通知

書類審査およびプレゼンテーション審査での審査結果は、企画提案書の提出のあった事業者全員に文書で通知する。

(4) その他

契約予定者に選定されなかった事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日・日曜日を除く営業日）に書面（任意の様式）により、当課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

当課は、説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内（土曜日・日曜日を除く営業日）に、当該説明を求めた事業者に対して書面により回答する。

9. 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、当課と詳細な協議を行い、正式な見積書を出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

10. 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合。
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

11. その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) 公募型プロポーザルに要する経費は、全て各事業者負担とする。

- (4) 委託料の支払は、委託業務終了後に精算払いとする。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (7) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。

12. 書類等の提出先および問い合わせ先

滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室 マーケティング係

(担当:関、秋間)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3892 FAX:077-528-4882 email:gc01@pref.shiga.lg.jp